文化審議会博物館部会

法制度の在り方に関するワーキンググループ（第3回）

令和3年3月5日

【浜田座長】　　皆さん，こんにちは。ただいまから文化審議会博物館部会，法制度の在り方に関するワーキンググループの第3回を開催いたします。

　先週から2週連続で，この年度末のお忙しい中，お集まりいただきましてありがとうございます。

　2回目の会合であった前回は，登録制度の枠組みについて，制度試案に関する論議を行った後に，審査体制や更新制について論点整理を行ってまいりました。

　本日は，前半でこれまでの2回の論議を総括し，登録制度の枠組み全体について，方向性の確認と議論になった論点と対応の在り方，さらには，引き続きワーキンググループで論議していくべき事項について確認していきたいと思っております。

　また，後半では，もう一つの課題である学芸員制度をめぐる問題につきまして，論点の洗い出しを始めたいと思っております。

　それでは，まず事務局から，登録制度の枠組みについて，これまでの議論について総括してもらいましたので，制度試案の説明をお願いいたします。

　事務局，お願いします。

【稲畑補佐】　　事務局でございます。では，お渡している資料の1ページ目，資料1を御覧いただけますでしょうか。縦長の表になっておりますけれども，これまでの2回の議論を踏まえて，合意できている方向性と，あとは，真ん中の列に「課題と対応」と書いてございますけれども，今後，事務局で更に詳細を検討した後に，その詳細の検討をもって更に議論を深めていくべき事項として，課題と対応という欄を設けさせていただきました。一番右には「検討を継続すべき事項」と書いてございますけれども，ワーキンググループのこの後の会議，あるいは部会であるとか，このほかの場でも議論を深めていくべき事項として，一番右の欄を設けさせていただいております。

　順にざっと説明いたしますけれども，まず1つ目，制度の理念と目的は，これまで御議論いただいたとおり，制度の根本の目的としては，各館がこの制度を通じて，ただ単に登録するだけではなくて，自らの運営を改善していく機会を設けることを促進していくということが一番大きい目的となろうと思いますけれども，制度の理念として，前回，佐々木副座長から御提案いただいたような，選別ではなくて，底上げ・盛り立てを行う制度であるのだということかと思います。

　真ん中に「国民にわかりやすい的確な表現に」としておりますけれども，制度の名称については，これまでも御説明しておりますとおり，登録なのか，認証なのか，あるいは認定なのかという幾つかの案を頂いておりますけれども，ここは一度，法制的な整理を事務局の方でさせていただいてから，再度，御検討いただきたいというふうに考えてございます。

　2行目，対象範囲でございます。ここは前回，第2回でも議論になったところですけれども，基本的な方向性としては，対象の縛り，設置者に関する要件としては，できるだけ外す，包括的な登録を目指すという方向性だと思いますけれども，前回御指摘いただいたのは，対象によって，例えば株式会社等の主体であるときに，非営利性あるいは公益性を博物館として担保していただく必要があるのではないかという御指摘を頂いております。この点に関しては，真ん中のカラムですけれども，対象範囲，設置主体としては間口を広げながらも，④に関わりますけれども，審査基準等において，非営利性，公益性を審査していくということになろうかというふうに考えておりますけれども，この辺りも，法令上の整理と，関係省庁との調整を進めていきたいというふうに考えてございます。

　さらに，一番右に書いておりますけれども，その審査をするときに，「“単位”について検討が必要」と書いてありますけれども，例えば株式会社であれば，株式会社本体ではなくて，美術館という単位での審査を行うことになろうかと思いますけれども，それをどのような形で規定するのか。個人立であれば，どのような形で，どういうような観点で審査をしていくのかというような検討が必要かと思います。

　3番目，連動した博物館振興策については，できる限りメリットを拡充していくという方向性では一致しているかと思いますけれども，もう一つ，全ての登録／認証館に対するメリットと，ネットワーク化の議論が出ておりましたけれども，一部に対する支援を全体に広げていくというような手法もあるのではないかという御意見を頂いたというふうに理解しております。

　真ん中のカラムには，今後のできる限りというのはどのようにやっていくかという方向性を書いておりますけれども，大きく言うと，予算，地方交付税，資金面と，税制上の優遇，あるいは他の法令体系と連動した振興策についての検討が必要かと思いますけれども，この辺りは，関係省庁と財政当局との調整を踏まえて，改めて御議論いただきたいというふうに考えてございます。

　一番右のところですけれども，先ほど少し触れましたネットワーク化に関する議論については，ワーキンググループのもう少し後の会で，更に詳細に御議論いただきたいというふうに考えております。

　4行目，審査基準についてでございます。こちらは外形的な審査から機能や実質的な活動を評価する基準に転換していくという大きな方向性については，一応見ているというふうに考えておりますけれども，一番右のところ，何名かの委員から御指摘いただいたとおり，ここは，どういう高さにするかとか，内容を更に精査していく必要があろうかと考えておりまして，特に3つ目のポツ，幾つかのシナリオを想定しながらシミュレーションをしていくとか，あるいは，実際に今は登録されていないけれども，現在，相当あるいは類似施設として新たに審査を受けることになるであろう館に対して実際に充ててみるとか，ヒアリングをしてみるということも，今後，行っていかなければいけないかと考えております。

　5行目，前回議論を開始した審査主体・プロセスについてですけれども，おおむね現在の都道府県指定都市教育委員会が関与するスキームについて，ここを抜本的に第三者機関に移行する必要はなかろうというのが大勢の意見だったと理解しております。従いまして，一番左，方向性には，登録／認証という行為自体は引き続き教育委員会で担いながらも，第三者組織が専門的審査という観点から関与するということを方向性として書かせていただいております。ここも法令上の検討は，精査は必要だと思いますし，第三者組織を設置するということであれば，当然予算措置が必要となってまいりますので，財政当局との調整の後，また御議論いただきたいというふうに考えております。

　6行目，質保証についてですけれども，前回ここはあまり大きな議論にはならなかったですけれども，更新制を導入することについて，反対の意見はなかったというふうに理解しておりますので，質保証のための更新制を導入することを方向性として記載しております。

　更新期間を10年程度というのを前回示させていただいておりましたけれども，特に指定管理者制度の期間などとの関係もございますので，ここはもう少し精緻な検討を事務局の方でいたしまして，改めてお示ししたいというふうに考えております。

　7番，7行目，8行目については，人材に関する部分ですので，今回，後半で議論させていただく観点かと思いますので，詳細は省きます。

　一番下から2番目の定義と経過措置についても，後のワーキンググループで御議論いただきたいと考えておりますので，後ほどまた議論させていただきたいと思います。

　下から3行目，文化芸術基本法をはじめとした文化芸術，文化財保護の法令体系との関係性を整備せよという課題も御指摘いただいていたかと思いますけれども，これについても事務局で検討を進めまして，また御議論いただきたいというふうに考えてございます。

　以上でございます。

【浜田座長】　　ありがとうございました。それでは，ただいま御説明いただきました表を基に論議を進めていきたいと思います。

　論点を絞った論議のために，表の左側の番号，前半では①から⑥になりますが，番号順に，まず，ワーキンググループの委員の方から御意見を伺っていきたいと思います。

　オブザーバーの方は今日は3名御出席していただいておりますが，御意見を賜りたい際には，こちらから御指名をさせていただきたいと思いますので，その場で発言をお願いできればと思っております。

　それでは，まず，①の制度の理念と目的について，御意見のある委員については，画面上で挙手ボタンを押していただくか，挙手をいただきたいと思います。もし何もなければ，順次進んでいきたいと思います。

　まず，制度の理念と目的に関しまして，この表の中で御意見，確認事項がある方がいらっしゃいましたら，挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

　制度の方向性，理念については，特に御異論ないということで，この形で進めてよろしいでしょうか。

　それでは，続いて2番目の対象範囲になります。これはこれから論議が必要なところだと思いますが，この記載内容について，もし修正が必要であるとか御意見があれば，お願いしたいと思います。

　では，半田委員，お願いします。

【稲畑補佐】　　半田委員のネットワークが固まっているみたいです。

【浜田座長】　　半田委員には入り直していただくとして、その他，②に関しまして，御意見，御質問のある方はいらっしゃるでしょうか。

　よろしいでしょうか。

　では，②に関しては，半田委員が戻り次第，また御意見を伺いたいと思います。

　続きまして③，連動した博物館振興策についてであります。この点について，御意見，御質問のある方がいらっしゃいましたら，挙手をお願いしたいと思います。

　佐久間委員，どうぞ。

【佐久間委員】　　ここでちょっと，前回，資料提出をさせていただいていたんですけれども，御説明とか議論をする時間がなかったと思いますので，次のページの資料に私の提出した資料がありますので，そちらを御説明させていただいてよろしいでしょうか。

【浜田座長】　　はい。前回，あまりこの資料を説明できませんでしたので，是非この場でお願いしたいと思います。

【佐久間委員】　　学術会議のシンポジウムも経て，少し書き加えております。

　どういうメリット，個別の館にメリットをつくれるかというのをちゃんとやらない限り，登録制度を動かし始めても小規模館を中心になかなか応募するというモチベーションが上がらないと思いますので，どういったものが欲しいのかというところからだけでも，まずは議論しておいた方がいいと思っています。

　前半四，五行書いてあるのは，法の中にはそんなに細々メリットを書き込む必要がないと思っているんです。メリットを与えるみたいな形で，措置を講ずるみたいな形でやっておいて，実際には，事業，あるいはいろいろな政省令とか，そういう形で固めていけばいいと思っているんですが，実際にどういったメリットをつけていきたいのだというところの議論をちゃんとしていかないといけないと思いまして，先ほどもありましたけれども，本当に登録博物館，小規模館，学芸員ゼロ名，1名みたいなところを盛り立てるためには，交付金を積み増すみたいな形で，学芸員の待遇，あるいは非常勤になっているものを常勤にする，本当に低待遇なところを研究職待遇として少し上げていくというような形で機能向上を図らないといけないと思うので，交付金みたいなものは何か必要なのではないかと思います。

　公立など，あるいは大学法人みたいなものであれば，交付金で積立てができるんですけれども，私立博物館の場合には，なかなかそういうのも難しいかと思うので，税控除などによる同等措置みたいなものを考えるべきだろうというようなことを考えています。

　個人立，この辺りは要件の話になりますので，後の話ですけれども，何か法人化みたいなことが必要なのかもしれません。

　もう一つ，交付金という形で税で全部博物館をやっていくんだということだけでは，なかなか理解は得られないと思うので，寄附の促進というところも，もう少し手立てを打っていかないといけないのではないかと思います。博物館の経営が，公立であっても私立であっても，税，あるいは寄附，あるいは入場料というもののバランスの中で，この博物館の地域における役割，あるいは機能みたいなものとの見合いでもってどういうバランスで経営していくのかというのは，それぞれいろいろな落ち着きどころがあるだろうと思います。今，現実には，大学法人であるとか地方独法，独法であれば寄附金を受けやすいんですけれども，公立博物館には現実的に寄附を受ける受皿がありません。こういった場合には，例えば本当に大きな支援基金みたいなものをつくって，そこに寄附されたものが，名指しされた博物館に行くみたいな形の受皿づくりみたいなものであるとか，それぞれの博物館と，元気なところであれば連携できるパートナーNPOみたいなものをつくるということも可能かもしれませんが，そういった形で何か寄附の受皿という議論をしていかないといけないだろうなというふうに思っています。

　税，寄附と来まして，あとは実質的な行政手続の省略であるとか簡素化みたいなものです。現実の博物館，いろいろなところでいろいろな規制でクリアしなければならないところがあります。動物園，水族館でもそうですし，自然史系博物館でもそうですし，例えば歴史系，文化系の博物館だと，昔の刀剣であるとか銃器などを展示する場合には，結構銃刀法の規制がかかります。公立直営であれば公務員でオーケーという形なのが，指定管理であるとか民間の場合にはなかなか厳しくなっています。褒章関係でも，公立博物館への寄贈であれば，褒章の方に直接エントリーされますが，なかなかその他の博物館ではそうはいきません。著作権の教育機関特例みたいなものも，博物館は微妙みたいな扱いをされることが多いです。様々な手続でもって，博物館であればここはオーケーじゃないのというところをつくれるのではないかとは思っています。

　各種競争資金のエントリー，科研費も含め，いろいろな資金へのエントリーができるようにしていくというのは，これはひとつ分かりやすいところだとは思いますし，実現可能なところはたくさんあるだろうと思います。

　それと，講演の中でも言いましたけれども，地方の博物館がデジタル発信をしようと思ったときに，特に地方公立博物館は行政系のネットワークしか来ていない。行政系のCMSの中で博物館のデジタル情報を発信するというのはかなり困難です。なので，学術系のクラウドを何か設けるということが，各博物館のデジタル空間での活動を強化するために，自由度を高めるためには結構大事なところではないかと思っています。

　そのほか，ネットワーク形成の話は先ほども話が出ました。後半でしっかり議論ができればいいと思っています。

　最後，もう一つ，付け足しのように付け加えましたけれども，博物館の施策だけのメリットという形で考えていくと，どうしても限界があるんです。例えば，文化財保護法の中で文化的景観みたいなものの指定を打ちますと，そこと国交省の伝建地区指定みたいなものが結構連動してきて，まちづくりなどと保全というのが両面で進みます。観光事業を文化庁の中で合わせてやるというのはいろいろ難しいことも多いので，文化庁はちゃんと博物館の政策をやっていくんだ。その後文化庁制度で博物館を認証したあとで，それとセットで他省庁からまちづくりの支援事業のような形で受けられる，みたいな政策連携メニューがあると，ICOM，OECDで出されていた地方政府のためのガイドラインみたいなことが少し実現に近づくんじゃないかなというふうに思っています。

　なので，博物館政策にとどまらないことをやるためには，もう少し他省庁との連携のところのフックをつくっていかないといけないし，そういうことの基盤になるような制度としての登録・認証制度みたいなものができていくと，各博物館現場も，そして，それを所管する行政の側も，周りの支援者たちも含めて，登録しようかという機運が出てくるといいなと思ってこういうことを書きました。

　以上です。長くなりました。

【浜田座長】　　ありがとうございました。佐久間委員は現場の学芸員でもいらっしゃいますので，現場のお立場として，このようなメリットがあると非常にいいのではないかという事項を，おまとめいただいたものかと思います。

　先ほど事務局からの話にもありましたが，法令上の調整とか関係省庁との調整というのは必要になる事項だと思いますけれども，せっかくこのような具体案が示されましたので，事務局の方でも最善の努力を尽くして，これが1つでも多く実現するような方向性で臨んでいただけるといいのかなというふうに思います。

　今の佐久間委員の資料も含めまして，まず，この③，連動した博物館振興策や，その他，もし御意見等があれば，お出しいただきたいと思いますが，いかがでしょうか。

　この部分については，よろしいでしょうか。

　事務局でおまとめいただいた資料は，科研費の例とか動物愛護法の関係とか，そのようなことを挙げてくださっておりますが，挙げればまだ多々あるということを確認しておきたいと思います。

　それから，すみませんが、戻ります。②の対象範囲につきまして，先ほど，半田委員が，途中でちょっと声が聞こえなくなってしまいましたので，改めて御発言をお願いしたいと思います。

【半田委員】　　すみません。ちょっと調子が悪くて入り直しましたが。

　ちょっと言葉の確認なんですけれども，事務局の方の資料2で「包括的に」という言葉になっているんですけれども，これはどういう意味で「包括的に」というふうに使っておられるんでしょうか。要するに，広い範囲には取り組んでいこうよということなんですか。

【浜田座長】　　事務局，お願いいたします。

【稲畑補佐】　　事務局でございます。御理解のとおりでございまして，設置者としては，対象の縛りはできるだけ外すという，それだけの意味でございます。特に，ここで何か意図したものがあるわけではございません。

【半田委員】　　分かりました。関連して③，いいですか。

【浜田座長】　　はい，どうぞ。

【半田委員】　　事務局からの御説明，ちょっと途切れてよく聞こえなかった部分で，一部を全体に広げていくというような御説明があったかと思うんですが，もうちょっと具体的にどういうことを意味しているのか御説明いただきたかったんですけれども。

【稲畑補佐】　　そのように御説明した箇所は，ネットワーク化等による支援のところでございまして，これは一番右にも書いておりますけれども，ネットワーク化に対する支援をこれから最後を詰めていくことになろうと思いますので，その制度設計次第ではありますけれども，ネットワークを支援する際に，例えばネットワークのハブを集中的に支援することで，そのネットワークの参加している間も同時に支援していくことになるというような支援の在り方もあるのではないかという趣旨でございます。

【半田委員】　　そうすると，全体を一律の面として広げていくというのではなくて，機能によっては，ハブのようなところを整備して，そこからまた広げていくという意味に解釈すればよろしいですか。

【稲畑補佐】　　はい，そのとおりです。

【半田委員】　　はい，承知しました。ありがとうございます。

【浜田座長】　　そのほかに，確認，質問事項のある方はいらっしゃるでしょうか。

　よろしいでしょうか。

　そうしましたら，次に④へ進みたいと思います。審査基準に関してとなります。

　ここには「日博協」という言葉も出てきておりますが，この部分について，御意見，御質問がございましたら，お願いしたいと思います。

　審査基準に関して，特に御異論はないでしょうか。

　ここであえて御指名するのも申し訳ないですけれども，半田委員の方で，この審査基準については何か御意見はございますでしょうか。

【半田委員】

佐々木さんの方からも御紹介いただいている日博協の報告書で，一応，ミニマム基準ということを念頭にお示しした共通基準案を検討していくというふうに理解をしておりますが，あの要件が全部ミニマムになるのかというと，これからまた細かく検討していかなくてはいけない点もあろうかと思う一方で，2つ目のポツに書いてありますけども，館種別の特色を踏まえて，その基準案に盛り込んでいくべき要素があるのかというところも重要な検討課題になっていくかなと思います。

　それと，ヒアリング等を通したフィージビリティーの検討となっていますけれども，これは日本の博物館はとても多様なので，今回，私は事務局の方に私立美術館会議の方から出されたその羅列的な御意見も，一応参考資料としてお出しはしてあるんですけども，やっぱり館種，設置者ごとに，基準にしたい内容が結構ぶれている状況だと思うんです。それを統一の認定基準なり認証基準にしていくためには，もうちょっと掘り下げた議論が必要だという前提で，これからの議論を進めていくべきことかなというふうに考えています。

　以上です。

【浜田座長】　　将将来の検討事項について，少し具体的に御紹介いただいた感じになるかと思います。

　この④について，その他の委員から何か御意見はございますか。

　よろしいでしょうか。

　そうしましたら，次に5番目，審査主体・プロセスについてです。こちらについて何か御意見，御質問のある方がいらっしゃいましたら，挙手をお願いいたします。

　原委員，どうぞ。

【原委員】　　すみません。先ほど文化庁様の御説明の中では，「第三者組織が関与」とおっしゃっていたんです。小さいことかもしれないんですけれども，「関与」と書くのか「実施」と書くのかでは，実はちょっと気になることがございまして，意見を申し上げたいと思います。

　私がこれを聞いてイメージしたのは，やはり世界遺産委員会とか国際会議の場で，委員会と，それから助言機関というものがあって，そこから審査をして，どういうふうにこれは見るべきであるという答申が出てくるような，専門機関がきちんとその委員会が決定する事項に対して助言をしていくというシステムがあるように見受けられます。私は今回のものも，法的には，前回お話ししたように，都道府県，あるいは指定都市に権限を委任された自治事務となってしまっているので，どうしても決定権は都道府県や指定都市の方が持つことになると思うんですが，それに「実施」というふうに書いてしまうと，専門機関の方に法的権限があるかのように誤解を生みかねないところから，必ず「関与」とか「専門的機関が助言」とか，何か都道府県，指定都市，自治体の方の権限を守っているかのような御配慮をいただけると有り難いかなと思っていますが，いかがでございましょうか。

【浜田座長】　　ただいま「関与」，「実施」等の用語の使い方について質問がありましたが，事務局の方で何かお答えはあるでしょうか。

【稲畑補佐】　　正に御指摘のような問題は法制上の問題であるというふうに理解しておりまして，地方自治の原則も当然ございますし，自治事務だということも当然ございますので，その辺りも含めて，法制上の検討をまずさせていただきたいというのをこの真ん中のカラムに書いた次第でございます。（教育委員会の権限との関係を含む）と書いてあるのはそういう趣旨でございまして，基本的には，先ほど原委員が御指摘されたような構成になるかと思いますけれども，この辺り，表現は注意したいというふうに思います。

　ただ，この第三者組織の関与の在り方は，様々に御提言を頂いているところでございますので，このワーキンググループでも，もしほかにも御意見があれば賜りたいと思いますけれども。

【浜田座長】　　ただいまの件も含めまして，何かその他御意見をお持ちの方はいらっしゃるでしょうか。

　青木委員，どうぞ。

【青木委員】　　質問も兼ねてということになりますけれども，この第三者機関の設置ということでありますけれども，博物館のいわゆるレベルの格差といいましょうか，これが非常に大きいものがあるかと思います。ですので，私は，今の段階でそれをする段階ではないのではないかという，すなわちどういうことかというと，せんだってからの会議でも話に出ておりました。いわゆる市町村立，中でも町村立といいましょうか，郷土資料館タイプの博物館というのは，私は，ちょっと大きなことを言うわけではありませんが，ほとんど日本の全国のものを見たつもりでおります。だから，その結果，非常に疲弊しておる，造られた年代からしましても，約8世紀を経てということです。建物，それから学芸員がいないところの方が多い。いないところも結構あるわけでありますけれども。でありますので，そういう博物館のいわゆる底上げといいましょうか，そういうことを今回の改正は目的にしておるということでありますから，いわゆる審査基準，審査主体は，1つでなければいけないのかどうかということであります。

　例えばの話でありますけれども，今申しておりますような，いわゆる公立博物館，町村立の公立博物館は，せんだってお配りされた論点2，1の審査主体・プロセスで言いますとというか，従来どおりというのが案3かと思いますけれども，そういう程度で，とにかく土俵に上がってもらう，入ってもらうということが，第一にすべきではないかというふうに思うところであります。

　一方，私立博物館といいますでしょうか，これもいろいろありますでしょうけれども，とにかく，まず，私立の場合は，固定資産税の免除という，これが大きいわけでありますから，恐らくこれは，諸手を挙げて入ってこられるのではないかと思うんですよね。それには当然たがが必要であるということは皆さんがお考えになっているとおりであるわけでありますけれども，ですので，この審査基準，審査主体といいますのも，1つではなく多様に捉えるのはいかがかというふうに考える，あるいは疑問に思っておるところであります。

　以上です。

【浜田座長】　　審査者の多様性ということも御意見として出ました。いずれにしても，これまでの論議の中では，第三者組織というのは必要であろうということは合意のあるところかなと思いますので，それを館種等によって，どのようにさばいていくかというのは，多分，今後検討をすべき事項で考えていく部分かなと思われますけれども，今のことも含めまして，そのほか何か御意見がある方がいらっしゃいましたら，お願いしたいと思います。

　塩瀬委員，お願いします。

【塩瀬委員】　　ありがとうございます。先ほど青木委員が御指摘されていた点にかかるようなことかと思いますけれども，2点，知っている範囲内でちょっとお話ししたいんですけれども，1つ目は，現状出ているその国と都道府県教委と書いてあることに関して，公立のいわゆる博物館とかの場合は，県の教育委員会が認定および指導というのが考えられるだろうと，しかし国立の博物館にとっては、審査主体がその所在地の県教委の下に入るかというと，なかなか入りにくい。多分，国とは分けてということだと思うんですけれども，その中でいうと，ちょうど大学博物館が，正に国立大学が設置主体だと考えれば、都道府県か国かどっちに出せばいいのだろうというふうになりそうな気がします。県教委の下でその指導を受けるかというと，そのような選択はないと思われますので、それでいくと，例えばNPOの認定が参考になると思います。そのNPOの活動が地域内に限定されているときは都道府県が認定主体で，2府県以上にまたがるときには内閣府、すなわち国の方で審査をしてもらうというものだと思いますが、もしかするとそれに類するような形が参考になるのではないでしょうか。他方、私立大学であれば、大学博物館の規模によっては県教委などに認定および指導を受けた方がやりやすいところもあるかもしれないので，認定および指導主体を選択できる，先ほどの青木委員が御指摘されていたような審査主体にいろいろバリエーションがあってもよかろうというところに共感しておりまして、申請段階で選択するというのも，可能性があるかと思います。

　それに絡めてなんですけれども，もう1点の方は，過去，私自身と一緒に仲間とで科学館のリニューアルをするときに，どういった折衝によって検討していくかを相談したときに、ちょうど3パターンありました。教育委員会が計画の委員会に参加する場合は、教育委員会から出席している担当者と学芸員さんと一緒に、設置業者さんとリニューアルのプラン，展示部分をつくったことがあります。もう一つは，こども局というところがリードしているところがあって，その場合は保育園系なので，国で言うところの厚労省系でしょうか、保健福祉局系の事務方が自治体から出てきます。こどもの居場所づくりというところから科学館をつくるため、保健福祉局さんと御一緒させていただいたので，その場合は教育委員会は全く出てこない中で，展示業者さんと，学芸員さんと一緒につくった科学館もありました。もう一つは，民間企業さんが入られて，先に民間企業さんが土地を買い上げて，その土地の中に市役所のような自治体機能と合わせて科学館がそこに入るということでした。この場合は，自治体の窓口よりもその企業さんと展示業者さんと打ち合わせる機会が多く、方向性の検討などについて多種多様な対応が求められます。同じ科学館という形態のミュージアムをリニューアルするときですが、交渉して展示内容をつくるときの指導や方向性の議論、決定権を持っていた主体が三館でそれぞれまったく違っていたので，先ほどの審査主体というのが全部教育委員会で束ねられるかというと，博物館，美術館と違って少なくとも科学館に関しては差が出ていたように思います。自治体によっては，設立のときの設置目的みたいなものが少し違うところがあると思いますので，そこを踏まえて，先ほどの審査主体の多様性と選択性というところには対応しないといけないのではないかなというふうに思いました。

　以上です。

【浜田座長】　　大事な御指摘だと思います。先ほどの審査基準と併せて，審査主体というのはこれから具体例を出しながら詰めていく問題になるのかなと思いますので，細かい話は今後の会議で展開できたらどうかというふうに思っております。

　そのほかに，御意見はございますでしょうか。

　半田委員，どうぞ。

【半田委員】

青木さんの御発言に対して，私はその実態の把握としては異議を唱えることはないんですけども，今回の改正の方向性の中で，まさしく青木さんが御指摘された地域の郷土館とか，小規模な博物館の盛り立て・底上げを図っていくための制度だというところで，それを全国的に運用していく上で，やはり第三者機関というのは必要だと私は思います。そこは原さんの発言とも関係するんですが，第三者機関の実施するのが，審査なのか助言なのかという点については、これからの議論で具体的に検討していけばいいとは思うんですけども，地域差なく，全国の小規模，中規模の博物館の底上げをしていくことを担保しながら，登録博物館の情報とそれぞれの内実を一元的に管理できるシステムは，やはり第三者機関が担うべき役割ではないのかなと私は感じているところです。

　以上です。

【浜田座長】　　細かい論議は，また今後の会議でもう少し詰める必要があるという確認はできたと思います。すみませんが，時間の都合もございまして，次に⑥，質保証と評価についてですが，これにつきまして，何か御意見，御質問のある方がいらっしゃいましたら，挙手をお願いいたします。佐久間委員どうぞ。

【佐久間委員】　　ありがとうございます。私もこの10年更新制度というのを前の日博協の委員会のところでは主導していたという立場にもあるんですけれども，この辺りというのは，どういうようなメリットをつくれるかということと本当に相対だと思っています。メリットが大してないのに10年更新しなければいけないんだというふうになると，やっぱりかなり負担になりますので，どういう更新の仕方をするのかということもありますが，なぜ更新制をしなければならないかというと，メリットがあるから，ちゃんと適格性を持っているかどうかを証明しなければいけないという形になるので，この後，メリットがどういう議論ができていくのかということと関係しての議論になるかと思います。

　以上です。

【浜田座長】　　資料の検討を継続すべき事項にもあるように，これは今後の課題だと思いますけれども，いかに各館が有益な助言を得ることができるかというところも大きなポイントだと考えます。

　そのほかにございますでしょうか。

　大枠では，この①から⑥まで，このような形で博物館部会の方に報告を出すということで，方向性としては全体として御異論はないでしょうか。

　ありがとうございます。

　今日，オブザーバーの方も3名出席していただいておりますが，別の観点から，オブザーバーの立場で，この①から⑥までについて，もし御意見ですとかコメントがあれば，お願いしたいと思いますが，どなたか。

　では，栗原さん，どうぞ。

【栗原オブザーバー】　　恐れ入ります。京都国立博物館の栗原です。2点だけ。

　1つは，前々から言っていることですが，やっぱりできるだけ早く関係諸団体のヒアリングを行って頂きたいと思います。実は館種によってもいろいろな要望なり，求めることがあると思います。早い段階で意見を聞いて，現場の要望に応える形で法改正に結びつけることが大事かなと思っています。

　それからもう1点は，青木先生が言われた御懸念は，恐らく，例えばすごい高度なレベルの学者たちが地元の郷土資料館に入っていって難しいこと言われても，「いや，そんなことを言われても」という事態を心配されているのかなという気がしています。一番大事なのは，第三者機関は指導助言する機関なんですけれども，そこに，僅かの限られた人間だけではなくて，いろいろな方々が人材バンクとして入っていって，例えば小さな町村の郷土資料館であれば，そういうことをよく承知している人たちが，OBとかそういう方々が多くなると思うんですけれども，そういう方々に入ってもらって，それぞれの現場に即したアドバイスをしていくというような形をつくることが大事ではないかなと思っています。第三者機関が行う審査や指導助言というのを確実に行おうとすると，やっぱりいろいろ難しくなると思いますが，まずは人材バンクをつくるということが大事なのではないかと思います。

　以上です。

【浜田座長】　　コメントを頂き，ありがとうございました。

　では，青木委員どうぞ。

【青木委員】　　よろしいでしょうか。先ほど1つ言い忘れたことがありました。それは，いわゆる野放しで云々ということではなくとありましたよね。あるというか，ない都道府県もありますけれども，都道府県の博物館連絡協議会というような，そういう組織であります。これを今回の法の中で設置することができるというような条文を入れて設置していただいて，そして，それで各都道府県に促す。そして，そこの中で，地方，地域は地域でということでありますよね。弱小博物館を引き上げていくというような施策ということが1つ考えられるのではないかと思います。

　以上です。

【浜田座長】　　今のお話は，恐らくネットワーク化にも関連する論議かと思います。今後の検討事項に含まれるようですので，そこでまた改めて論議したいと思います。

　すみませんが，時間の都合もございまして，以上の形で，登録制度の枠組みについては部会へ報告をしていきたいと思います。

　中間報告のこの資料につきましては，追ってまた事務局から，委員の皆さんに照会をかけていただきます。そこで再度御意見を賜ることができればと思いますので，よろしくお願いいたします。

　予定の時間をややオーバーしてしまいましたが，それでは，後半に移り，これまで論議のなかった学芸員制度についての論議を始めたいと思います。

　それに当たりまして，まずは事務局から，前提となる基本的事項について説明資料を作っていただきましたので，説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】　　それでは，資料3に基づき御説明させていただきます。

　学芸員制度は，非常に様々な御意見を頂いているところでございますので，今回，最初の論点洗い出しということで，事務局からの説明は最小限にさせていただきたいというふうに考えてございます。

　まず，資料，ちょっと前後しますけれども，5ページを御覧いただけますでしょうか。

　もう皆様御承知のことと思いますけれども，学芸員制度の概要について，ざっとおさらいさせていただきますと，学芸員は，任用資格という特殊な形態の資格でございまして，ここに四角が2つございますけれども，大学において一定の単位を取得した者，あるいは，この右側の四角，文部科学省が行う資格認定，審査認定を通過した者については，学芸員になる資格を取得できるという制度でございます。この学芸員が博物館に採用されたときに，「学芸員」というふうに名のることができるという資格でございます。

　飛びまして，9ページを御覧いただきますと，現在の博物館法における学芸員，あるいは職員全体に関する記載を抜粋しているのがこのページでございます。左下の方に職員に関することというふうに書いてございますけれども，博物館に館長を置くという，館長に関する規定の次に，学芸員を置く規定もございます。博物館には，最低1名以上の学芸員を置くことになっているというのが現状の規定でございます。第5条に学芸員となる資格に関する規定が置いてございまして，こちらは先ほど御説明したとおりの条件が書かれているというのが学芸員制度の概要，大枠でございます。

　また資料，飛びますけれども，11ページを御覧いただきますと，基礎的なデータとして，学芸員数の推移及び1館当たりの人数について調査させていただいたのがこのページでございます。登録博物館を含め，博物館数の増加に伴って学芸員の数は増えてはおりますけれども，1館当たりの学芸員数ですると，登録博物館については横ばいが続いている，微増はしているという状況でございまして，平成30年時点では，1館当たり登録博物館は3.93名，相当博物館は3.85名，類似の博物館は0.76名という状況でございます。

　次のページ，12ページを御覧いただきますと，これは半田委員のところの日本博物館協会において調査していただいたものでございますけれども，先ほど御説明した1館当たりの学芸員を，更に常勤，非常勤に分けますと，常勤がやや減ってきていて，非常勤がやや増えてきているという状況が見て取れるかと思います。これら基礎的なデータをざっと事務局資料として提示させていただいておりますので，議論の中でまた適宜御参照いただければと思います。

　例えば14ページ以降は，学芸員の養成大学の数の推移と，実際に大学名，バイネームで15ページに入れさせていただいております。

　16ページからは，これは部会で以前報告させていただいたものですけれども，平成元年度に行った博物館の機能強化に関する調査として，学芸員の養成課程に関するアンケート調査の概要をおつけさせていただいております。

　最後，21ページは，博物館等の専門人材への研修，現在行っているものの学芸員全体に関する主なものを挙げさせていただいたのが，このページでございます。このほかにも，その専門分野に基づいて，国や関係機関が行っている研修が多々ございます。

　すみません。資料を戻らせていただきまして，3ページに戻っていただけますでしょうか。

　このような現状に対してこれまでの議論を整理させていただきますと，登録制度のときも御紹介しました2007年の協力者会議の報告書において，3つの方向性が示されました。

　この2ポツめに書いてございますけれども，学芸員の現在の学芸員資格を学芸員の基礎資格と読み替えることが1つ目です。

　2つ目は，この学芸員基礎資格を踏まえて，博物館において一定期間の実務経験を積んだ者について学芸員資格，学芸員と採用するというシステムを御提言いただいているという状況でございます。

　最後，4ポツ目として，新しい養成段階として，現在，学部レベルで行っている学芸員の養成を大学院レベルの専門課程も検討すべきであるという御提言を頂いておりました。

　これを踏まえて行われた2008年の博物館法の改正では，ここに書いてあるような修正が行われたんですけれども，基本的にこの3つの事項については改正は行われていないという状況でございます。

　2009年にも協力者会議の第2次報告書で，学芸員養成の充実方策について御提言を頂きまして，ここで学部段階における学芸員の取得単位を，これまでの12単位から19単位に拡充するという提言を頂いてございます。この前提として，この学芸員の養成課程は，学芸員としての必要最低限の専門的な知識・技術を身につけるための入り口として位置づけるべきという観点から，拡充する内容を精選したという経緯がございます。

　ほかにも試験認定の方法の見直しでありますとか，現在行われている博物館実習のガイドラインを策定したというのが，この2009年の報告書でございます。これを踏まえて2009年省令改正では，実際に19単位へ拡充されているということです。

　4ページ目は，2007年の報告書の大学院に関する専門教育の必要性の議論を抜粋させていただいております。御覧いただければと思うんですけれども，この高いレベルの，大学院レベルの養成課程のニーズは従前から指摘されているところであるということですけれども，全国の学芸員職種の32％が修士号以上を取得しているというのがこの段階の認識でございまして，修士課程の履修を経た後に学芸員という職業を選択する学生が増えてきているという時代背景でございました。これは現在でも変わっていないというふうに認識してございます。

　最後，7ページを御覧いただきますと，もう一つの重要な背景として，学芸員の資格取得者の数と実際の就職状況を調べたのがこのページです。1大学ごとの資格取得者数の平均値は，この10年でやや減ってきているんですけれども，30名から20名，最新2018年度では25名の平均的な取得者が現れているということでしたけれども，この中で博物館関係の職に就職したという方は，実際0.7名となっておりまして，非常に狭き門となっていると，この資格取得者と実際の就職者数のアンバランスが指摘されていて，先ほど御紹介したような様々な提言が行われているというふうに理解してございます。

　事務局からの説明は以上です。

【浜田座長】　　ありがとうございました。

　続きまして，学芸員制度の論議に入るに当たりまして，何か資料があった方がよいかと考えまして，座長の私から，論点の整理と方向性についての私案を，資料4，22ページに添付させていただきました。まず，これを少しお話しさせていただきたいと思います。

　今回，学芸員制度の見直しを行う，あるいは，登録制度の見直しを行うということの結果として，日本全体の博物館や学芸員の社会的認知度が向上し，また，現場の学芸員が働きやすくなるような法改正を目指すことができたらと個人的には思っているところです。

　まず，資料4，22ページをざっと説明していきたいと思いますが，論議のベースはただいま事務局から報告のありましたように，2007年，2009年に出されました報告書をベースに，ここで残された課題を検討するのが第一義かなと考えております。

　時間も限られておりますので，まず，私案として論議の方向性を4点にまとめてみました。

　その1点目は，これまでの部会の論議でも方向性は出ていると思いますが，引き続き「学芸員」の名称は存続させる。また，国家資格制度を継承させるという方向性かと思っております。ということは，国家試験による取得方法も継続を検討するようになるものと考えております。

　2点目は，学芸員補の制度です。これは実は大学進学率が低い頃，高卒ですぐに博物館現場で働くときに職名をつけるという意味の「学芸員補」であったわけですが，現状では現実としてこれはあり得ない制度かなというふうに考えていまして，廃止又は見直しの方向性で検討する必要があるかと考えております。もちろん，学芸員補に代わる新しい考え方というのも打ち出す必要もあるであろうと思っているところです。

　それから，12年ほど前の論議の積み残しになっております大学院に学芸員課程を置くのか。あるいは，より高度な学芸員を養成する専門職大学院を設置するのか，そういうことも今回論議していく方向性の1つかなと思っております。

　また，「上級学芸員」という表現が以前にありましたが，経験を積んだ深い技術，知識を持った学芸員に対する特別称号もここで検討する必要があろうと考えています。「認証博物館」という名称が出ておりますので，学芸員制度でも，例えばですけれども，「認証学芸員」のようなものを置くということも検討が必要であろうかと思っております。

　3点目以下は，法令上の問題というよりも，もう少し細かいレベルとして，まず，学芸員養成上の課題があります。省令レベルでの検討内容というふうに思っておりますが，今お話しした大学院に学芸員課程を設置するのか。あるいは，専門職大学院の設置の可能性は本当にあるのかということを考える必要があろうかと思います。

　また，これはこれから論議の出てくるところだと思いますが，大学院に課程を設置することと，また，もう一方で，学部での養成課程の存続ということをどう考えるか。もし存続させるのであれば，科目は追加するのかどうか，そこも1つの視点になるかと思います。

　さらに，現職学芸員の再教育です。これは非常に重要な問題と考えていまして，どのようにやっていくのか。大学連携ということも考えられると思いますが，これも課題と考えております。

　そして4点目は，上級資格としての「認証学芸員」ということですが，これは告示レベルの検討かと考えておりますが，現状を見ると，例えば公文書館では「認証アーキビスト」制度というのが置かれております。この基本要件は，実務経験3年以上，それから専門的知識や技能を持つこと，そして大学院修士課程修了レベルという形になっていて，更にこれは国立公文書館の「アーキビスト認証委員会」で認定するという形が取られております。「認証学芸員」というスタイルを取るのであれば，これは1つのモデルとして考えてもいいのかなと思い，ここに挙げさせてもらいました。

　最後，5点目ですが，学芸員配置形態の検証も，この際に是非進めていったらどうかと思っております。

　実は学芸員制度と一口に申しましても，職員体制ですとか，採用方法とか，任命の制度，更には学芸員の養成とか，資格に関する制度の，その両方にまたがるものと考えております。私の言葉で言うと，「日本型学芸員制度」というのはどうあるべきかの基礎資料になるのではないかと思っていますが，少なくとも今回，現場での調査を行って，学芸員不在の博物館をなくすための方策の検討資料にしたいと思っております。強いては，それが博物館施設の底上げにつながると考えています。私の聞き及んでいるところでは，例えばですけれども，非正規職員の学芸員しか置いていないケースが多々見られます。特に最近では，任期付や会計年度任用職員という学芸員が非常に増えているのが気になります。

　また，正規の職員であったとしても，事務職として採用・発令されるケースと，研究職として採用・発令されるケース，これもふぞろいです。

　また，もっとひどいのはと言うと叱られますが，もう少し現実的に多いのは，学芸員の発令はないけれども，学芸員資格を持っているから，一般行政職の事務職を博物館に定期異動で配置するというパターンもあり得るということです。

　これらをどのようにこれから向上させるかということも，今回，我々に課せられた大きな課題かと思いますので，この辺を主体に話を進めていただけたらよいかと個人的に思い，ここでお示しをさせていただきました。

　それから，具体的論議を始める前に，もう一つ，副座長の佐々木委員からも，私よりもう少し具体的な学芸員制度の私案を提出していただいておりますので，簡略に説明をお願いしたいと思います。

【佐々木座長代理】

ありがとうございます。皆さんで議論するに当たっての視点の提供という点で，いく幾つか発言したいと思います。中身の詳細には触れないでいきたいと思います。

　1つの視点の提供は，今回，浜田座長からありましたように，学芸員補については，もう役割を終えたのではないかということがございます。であれば，いや，もうそれはもうやめてしまえというのは簡単な話なんですけれども，では，それに代わるもの，また新たな博物館運営に資する仕組みは何かということは積極的に考えていった方がいいのではんじゃないかと捉えています。

　私から提案するのは，学芸員の一歩手前のミュージアム・リテラシーを持った職員，関係者のに対する養成というものを，今回新たに考えていってもいいのではないかということ御提案です。これはモデルがありまして，社会教育主事に対して必要な単位を取得，講習を履修した人に対して，社会教育士という比較的緩やかな称号を付与するという仕組みが最近できております。これにならって，仮称ですけれども，「仮称 博物館士」というような称号を与えるような制度設計をして，養成制度の一環として構築できないかと，そういう御提案です。これを取れば博物館職員としての働き方や，関連の事業者さんとしての関わり，また，ボランティア，友の会等でのミュージアムを支援するというイメージです。

　先日，塩瀬委員からプロボノワーカーのお話もあったと思うんですけれども，あの辺もイメージして，ちょっと副業的にミュージアムに週末、に関わるというような人たちが出てきてもいいですし，私の経験からも，そういう方のニーズは非常に潜在的にあると思うんです。なので，そうした人たちを巻き込んで，次世代の，全部が，学芸員が雑芸員として何でもやるような運営ではなくて，適切な役割分担と対話と連携によしていってミュージアムを形づくっていく。というそういう「盛り立て」の部分として，そういう新しい視野で関わる人の養成を、改めてつくっていけないかという御提案です。

　もう一つの視点としては，専門職としての学芸員の養成になります。これは本当に今までの議論もありますとおり，いろいろ深掘りし出すと，ああだこうだ，こうした方がいい，ああした方がいいと，なかなかまとまりにくいというふうに感じています。

　論点として押さえなければいけないのは，私の資料の学芸員の欄の目標のところに書いてありますがるんですけれども，どういった資質があると学芸員になれるのかと，何が求められるのかということのを，いま一度再確認する必要があるかなと。

　前の協力者会議のときには，いわゆるミュージアム・ベイシックスをちゃんと身につけていることというふうに整理をして確認しました。たんですけれども，改めてミュージアム・ベイシックスとは何ぞやということで、ところです。，私は，館種，それぞれの施設の専門性に即したミュージアム・ベイシックスというところの視点が大事ではないかなと考えています。して，その中身を申しますと，その専門分野，例えば美術史，歴史学，自然史学，科学，生物学などといろいろあると思うんですが，この専門性の水準をどこに持っていくのか。私，暫定的に修士レベルではないかというふうには想定をしております。

　もう一つは，物です。その分野の専門性と，あと資料を結びつけるようなことが必要だと。これは実務経験をしないとなかなか身につくものでありません。では，どういうレベルの実務経験が必要かという議論が必要です。

　最後は，ミュージアム，博物館という場の専門性で，これはまさしく博物館学の知見です。ということで，現在の養成科目も充実していますので，これは本当に館種に即した深い講義というか，授業を行えば，相当のミュージアムに関する基礎的知見を得られると思っているんです。学部では難し過ぎるぐらいかなということも思ったりもします。ですので，ここを十分に，館種別にはどうなのかとか，規模にも影響があるかもしれませんし，設置者別に求められることもあると思いますので，ここを相当議論を深めないと，では，これだというのはなかなか結論を導きにくいとなというふうに感じております。

　以下は私の試案ということですので，資料にお目通しいただきまして，これからの議論に御参照いただければと思います。ありがとうございます。

　以上でございます。

【浜田座長】　　ありがとうございました。

　引き続きまして，前々回も御報告いただきましたが，日本学術会議からの提言においても，学芸員制度についての提言がなされております。今日，この提言をお取りまとめになりました小佐野様にオブザーバーとして御出席していただいておりますので，日本学術会議の提言から，学芸員関係のものを，これから御説明いただきたいと思います。

　それでは，小佐野様，よろしくお願いいたします。

【小佐野オブザーバー】　　前回，第1回目で，提言の4項目のうちの1，2について説明させていただきましたが，今日は第3と4，すなわち学芸員の制度の改正による学芸員の区分の設定，それと4について，これから簡単に説明いたします。

　まず，提言（3）は，そこに書いてあるとおり，学芸員資格を専門的職員としての基本を身につけるために，学部卒で取得できる「二種学芸員」，更に高度な専門的知識及び技能を獲得できるよう修士課程修了を要件とする「一種学芸員」，この2つに分けるということを書いております。

　そして，新たに「二種学芸員」になった者は，実務経験・リカレント研修・インターンシップ等，又は大学院修士修了によって「一種学芸員」として認定される。

　なお，現行の学芸員資格を保有する学芸員は，勤続年数や，学芸員経験年数等を基準に，一種又は二種となるという提言内容でございます。

　これについて少し説明いたしますが，既に座長及び佐々木先生の方から，あるいは事務局からありましたように，学部での学芸員養成課程を設置している大学は，私たちが調べた時点では304校でございました。現在は301に減っているようでございますが。一方，大学院で養成課程を設けているのは，一橋大学1校のみでありました。これについては，私どもは一橋の先生に説明を頂いております。ですから，今後，大学院の学芸員養成課程，あるいは科目等の設置，それらも念頭に置きまして，一種，二種という種別を設置したいというものであります。

　これも全て既に説明がありましたように，もう過去に日本学術会議では，2002年から2004年，学術会議の第18期から19期のときに，とりわけ理科系の会員あるいは連携会員の方から，修士課程以上の専門職員の確保・養成制度の必要性というものが主張されておりましたし，2007年の検討協力者会議においても，先ほどからありますように，その高度化・実務経験の充実のために，大学院における専門課程の必要性というのが主張されております。

　1つ参考にしましたのは，韓国の例でございます。韓国は，実は大統領令によって「所管学芸士」試験を設けておりまして，それによって，1級，2級，3級の正学芸士と，準学芸士を区分して，博物館，美術館に配置すると。その法令上の基準ですが，1990年代につくられました博物館及び美術館振興法というのがございまして，その第1章総則の6条に，そこに挙げておりますように，3点，博物館，美術館の学芸士というのがある。これに今やならった方がよいのではないか。韓国の場合は，ICOMの世界大会も2004年，日本より15年前にもう実現しておりますので，ここは韓国の，とりわけ今ある博物館及び美術館振興法，その振興法という名前も魅力的だと思います。

　続きまして，提言（4）に移りますが，提言（4）では，学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計というものを提言してございます。これは，学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め，独創的な研究を可能にする予算措置，研究費獲得の仕組み，十分な人員を適切に配置するなどの研究環境の基盤整備を講ずる必要があるだろうと。先ほどから学芸員は別に「雑芸員」としばしば言われると。そして日本の社会通念としての学芸員のステータスは，決して定まっているとは言えません。

　特に面白かったのは，第23期の日本学術会議幹事会メンバーの発言でございます。これは2017年の提言のヒアリングの場で，「学部卒でもなれるのだから，研究者と言えるのか」という発言がございました。その反面，研究者の定義も実に曖昧であります。でありますから，どのように新制度設計をするかということで，私どもの方から提案したのは，現行の第4条の4項を改正して学芸員の職務内容を見直すと。と申しますのは，4条の調査研究というのは，あくまでも博物館資料に関わるという，取り方によっては非常に狭いものであります。でありますから，ここに研究者としての学芸員の法的な基礎となるような文章を入れていただきたいと思います。

　なぜこんなことを申しますかといいますと，学芸員が学会で発表のために出張する，このときに，私自身も2011年まで学会長をやっておりましたが，学会長宛てに派遣依頼がないと発表ができないということを言ってまいります。こういう状態があったと。

　実際に学芸員が科研費等をもらった場合の，その活躍について私どもが今回の提言をまとめるに当たってアンケート調査をした結果，総回答数は86でございましたが，助成金の獲得によって安定した研究の継続が可能となり，新しい知識を獲得して研究者としてのレベルアップができたと同時に，展覧会へその成果を還元できたということがアンケートから分かっております。

　一番の問題は，さっきから出ております研究機関指定の基準，これをどうにか柔軟化していただけないかという点でございます。現況では，僅か48館，ですから，1％に満たない博物館しか研究機関指定になっていないというところがございます。

　以上，簡単に発表を終わります。

【浜田座長】　　どうもありがとうございました。

　それでは，これから，以上の発表を踏まえまして，意見交換を行いたいと思います。

　学芸員は，もちろんその研究資質も大事だと思いますが，あとやはり忘れてはいけないのは，市民といかに連携して充実した活動がやっていけるかという視点も重要であると思っております。

　では，これから御意見のある委員から，画面上で挙手若しくは挙手ボタンを押していただきたいと思います。また，オブザーバーの方につきましては，御意見を賜りたい際にこちらから御指名をさせていただきますので，それからの御発言をお願いしたいと思います。

　それでは，まず，御意見のある方がいらっしゃいましたら，挙手をお願いいたします。

　佐久間委員，お願いします。

【佐久間委員】　　先日の学術会議のシンポジウムも含めて，かなり幅広い意見の出ていたところだと思います。現実の博物館をどう変えていくかということの中で，ある意味，学芸員養成のところと，現在の学芸員のスキルアップというところは，少し別の議論としてやっていかなければいけないかと思います。どういう養成課程をするのかというのと，現実の今の学芸員の処遇をどうしていくのかということは，やはり違う議論なんだろうと思います。

　今，小佐野先生が言われたところで言いますと，本当に今，現実の学芸員たちがどういう研究環境で何をやって生きていくのかというところで，制約がかかっているところは外していかなければいけないし，条件を改善していけるところは改善していきたいと思います。だけど，そのことと，呼称をどうしていくのかということと，どういう養成課程を結びつけていくのかということは，ある意味，少し別の議論なのかなという形を思いました。

　その意味で，浜田座長の方から言われました現在の学芸員の配置，実態がどうなっているのかというところの丁寧な調査というか実態把握ということは，ヒアリングと同等に本当に大事なところだなとは思っています。

　いずれにせよ，そこら辺はかなり時間のかかるところだよなというのも正直な話として，今お伺いしていて，そう足早に結論を出すと，かなりいろいろとまたハレーションが起きるというか，いろいろと起きてしまうなと思っているところでもあります。

　なので，合意が取れるところから，どういうふうにして変えていくのか。博物館現場をよりよいものにしていこう，日本の学術機構の中で，より機能する博物館にしていきたい，この思いは全体として一緒だと思うんですけれども，そのための外科手術がいいのか，漢方がいいのかというのは，よく言うような話ではありますけれども，もうやれる形でしっかりとやっていくというところが大事なんだろうと思います。

　全ての学芸員が研究者として位置づけられることを，今ここで書かれているような形での研究者ということがベストなのか，それとも私たちが今，日々取り組んでいることが，それぞれの現場できちんと認められていくことを，まずは固めたいと思っている現場学芸員の方が多いのではないかというような気もしますので，あまりうまく言えませんが，全体的な制度設計はうまくしていかないといけないなとは慎重に思います。

　以上です。あまりうまく言えませんでした。

【浜田座長】　　ありがとうございました。

　確かに論議の切り分けは大事かと思います。今日の最初の資料1の論点3になると思いますが，職員体制と，学芸員資格制度とは別に考えましょうということにして，混同しないで話が進められたらと思います。

　その他，御意見のある委員がいらっしゃいましたらお願いします。

　小林委員，どうぞ。

【小林委員】　　たくさんの御説明ありがとうございました。今，佐久間さんが言ってくださったように，たくさんの論点がある中で，どういうふうに発言をすればいいかというふうにちょっと思ってしまったんですけれども，基礎的な学芸員としての，やはりその能力をちゃんと確保して，その上で，私も実は調査研究というか，研究の部分が，その資料を生かしていくというか，博物館の持っている資料をいろいろな意味で生かしていく上でも，研究とか調査がすごく大事だとは思っているんです。

　その上でなんですけれども，そうは言っても，例えば，本当に研究調査の方向に特化して自分の学芸員人生を歩んでいきたいと考える学芸員さんもいれば，例えば浜田先生がおっしゃったように，最近の学生などにも，私のところの学生などにもいるんですけれども，そういう非常にコアな研究をするよりも，その研究ということ，誰かが研究をしていて，それをむしろ一般の市民の人たちに普及してコミュニケーションしていくという方向に関心を持って学芸員資格を取るような人もいるんです。なので，どこかで自分の専門性を更に高めていけるような場があるといいのではないかなというのは思っています。

　それが，私は浜田先生のおっしゃるところの再教育の部分ではないかなというふうにちょっと思っているんですけれども，つまり，現職の学芸員の人が現場で働き出していろいろ見えてくることがあるように思っていて，その人がどういうふうに再教育をできるかというところなんだと思うんです。これは法律の中に書くかどうかは別なんですけれども，是非事業レベルで実はやってほしいなというふうに個人的には思っているところで，例えば，現職の学芸員さんが，修士課程なのか博士課程なのか分かりませんけれども，私のところにも，現職の学芸員さんで，現在，博士課程と，それから修士課程にいらっしゃる方がいるわけです。そういう人たちは，比較的博物館の中の館長さんが非常に御理解があって，学ぶことを許されているわけなんですけれども，実際には，たまたまコロナ禍もある中で，オンライン授業になったりして，やりやすくなっているところがあるんですが，ただ実際は，現職の学芸員さんが，日常的に大学院に通ったりするということは難しいと思います。ですから，例えば，2年間なり何なり，修士だと2年ですよね。博士だと最短で3年ですけれども，その部分を，例えば3年間その人が行っている間，サバティカル的な扱いをしながら，例えばそこで非常勤的なというか，職員をつけるような予算を人件費的に出して，例えば，育児休業している人に教員の手当てをしたりするのと同じような形でやってもらう，そこにまた経験の浅い人に経験を積んでもらうような形で入ってもらえるといいのではないかなどということはちょっと考えたりしているんです。

　なので，そういう事業みたいなことは，この法律ができた後に是非やっていただきたいなと思うところなんですけれども，この法律の非常に基礎部分で，すごく今，抜本的に変えなければいけないところとなると，なかなか難しいのではないかなというのを実際のところは感じているところです。

　以上です。

【浜田座長】　　ありがとうございました。

　教員の場合は，大学院で研修制度を設けているようなところもあると聞いていますが，そのようなものも参考になるかもしれません。

　そのほか，いかがでしょうか。

　竹迫委員，どうぞ。

【竹迫委員】　　今，皆さんのお話を伺っていて，現場で働く者として深く考えさせられましたのは，小林先生のお話にありました，本当に小さな規模の美術館でもサバティカルといった、自己研鑽の時間がきちんと取れて、それがさらに個々の美術館・博物館のクオリティを高めていくという夢のようなことがあると，なんてすばらしいだろうということです。そうした理想を高く持ちながら、今、目の前の博物館法をどのようにより良いものにしていくかが大切だという思いで、その前の佐々木先生と浜田先生のお話も聞いていました。

　私も強く感じているのは，個々の館で学芸員という専門職が果たす役割についてです。学芸員は研究職なのかと言えば，確かに研究職なのですけれども，日々の学芸員の役割は、研究だけではないのですよね。私たち学芸員は，研究したものをどういうふうにオーディエンス，来館者に，より分かりやすく，魅力的に伝えて，興味を持っていただき，知的好奇心をさらに高めていただき，個々の学習につなげていくかということが大きな課題であり，そのためには，どう見せていくかという展示の技術，展示デザインというふうにも言われますけれども，一つ一つのものをどう見せていくかという技術も，きちんと勉強をして身に着けていかないといけないと思って日々仕事をしています。今の学芸員養成カリキュラムではどんなに院等で勉強していただいたとしても，館に来て，そういうことがぱっとできるわけではないのだろうとも思います。ですから，現職学芸員のサバティカルも大切ですし，学芸員養成段階での，インターンシップ等を含めてのかなり綿密な~~、~~実践的な、現場で学ぶ機会も重要で不可欠なことだと思います。そうした学芸員の養成・育成の基盤がないと，今言われていることがどんなに法制度になったとしても，現場としては生きたものにはならないないだろう~~な~~という気が私はしています。

　ですので，学芸員というのはどういう仕事をする人間で，どういうところに専門性を発揮していくのかというのを，研究ももちろん本当に大事で，それ抜きには考えられですけれども，現実的にさらに幅広く捉えていきながら学芸員の役割と資質、資格というのを考えて論議していくことが望ましいと思いました。

　また、に提案されたようなことをいきなり現場に持ってきたら，現在，学芸職として館を支えている人たちと，修士を卒業して入っていらした方と，どういうふうに現場は対応していくのだろうといったことも想像すると危惧されることも多く，本当に丁寧なやり方が必要だと思います。

　さらに、現職の学芸員のレベル向上のために、いきなりサバティカルは無理だとしても，各専門分野での研修の機会をより現実的でアクセスしやすい形で実施していくことができれば，と切望します。例えば，休館日や夜間でも個々で受けられるオンライン研修会を増やしす等，具体的なプログラムや手法を考えていくことで，個々の学芸員の質的な向上，館の質的な向上につながってくると思いますので，是非そういうことも含めて論議がされていくとよいと思います。ありがとうございます。

【浜田座長】　　大事な御指摘，ありがとうございました。

　やはり海外のまねをするというよりも，日本なりの学芸員の在り方ということをベースに方向性を考えないといけないのかなと個人的に思いました。

　そのほか御意見いかがでしょうか。

　半田委員，お願いいたします。

【半田委員】

御説明を聞いていて幾つか思ったんですけれども，1つは，今回の法改正で，以前よりもきちんと書き込んでもらいたいのは，今，竹迫さんも皆さんもおっしゃいましたけれども，現職の現場にいる学芸員の研修と人材育成を法の中で担保したいというのは非常に強く思うところです。

　その上で，浜田さんの方から私案として御提示のあった中で，大学院レベルで博物館課程を設置するというのは大賛成です。あるいは，専門職大学院というのが，これはなかなかハードルが高いなと思いますけれども，いずれにしても，いわゆるミューゼオロジーのレベルの学問が大学院できちっと深められていく，それを修めた人間が現場に入っていくという方向性は，とても望ましいことだと思っています。

　もう一つは，学芸員の名称と国家資格は，やっぱりきちんと学部の中で取れるような仕組みは継続するというのは私はそのとおりだと思います。佐々木さんの私案ですが，基礎資格と仮称で博物館士と出ているのも，これ，国家資格と捉えているんですよね。これはやっぱりどうかなという感じは正直していています。専門職としての学芸員という資格が，佐々木さんの目標のところだと，やっぱり修士レベルになっているんですよね。これは，ちょっと浜田さんの私案とずれている部分だろうと思うんですけれども，どちらかというと，浜田さんの学芸員の名称と国家資格というのは，学部で取得できる資格として位置づけられるべきと思います。その上で，大学院で高度なミューゼオロジー的なものを修得して現場に入ってキャリアを積んだ上で，この人は模範的な学芸員だという人には，何らか認証学芸員とかという名称を与えていくという方が，私は望ましい方向だと思います。

　最後ですが，今の4条の学芸員についての「何々をつかさどる」という文章です。これは，資料の収集，保管，展示、そして、及びという語で調査研究につながっています。要するに，モノの調査研究だけが学芸員の調査研究だとは規定していません。

　竹迫さんもおっしゃいましたが，例えば，自分たちの博物館の持っている文化資産をどうやって人に伝えていくのかという普及部分についても，また，マネジメントについても，学芸員の研究対象ではあるわけですよ。私が現場で育ったのは1980年台からですが，物に特化して研究をしている学芸員が教育普及には手を染めず，モノの研究を基にドクター論文を書くことに熱心な学芸員もたくさんいました。博物館のキャリアの中で、モノの知識を深め博士号を取るために現場が使われていた。これは語弊がある表現ですが，そういう方向にいかないように，学芸員がつかさどる調査研究は，収集や保管もそうだし，教育普及も，マネジメントも学芸員がやるべき調査研究のターゲットなんだという基本を共有して，調査研究が輪の真ん中にあって，それぞれ博物館機能が連関しているという，要するに，学芸員の中核的仕事というのが調査研究だという認識を持って議論を進めた方がいいのではないかなと思ったところです。

　以上です。

【浜田座長】

ありがとうございました。

　今日は，あまり微細な論議まで入りたくないんですが，ただ，今，佐々木委員の案についての御意見がありましたので，補足があれば，佐々木委員からお願いします。

【佐々木座長代理】　　少し私の表現の仕方も拙いところがあって誤解があるので，そこだけちょっと正しておきたいと思います。

　1つ，基礎資格として今位置づけていますけれども，この間，いろいろな方の御意見を聞いたりして，また，社会教育士なども見ていくと，資格ではなくて称号であろうなというふうに捉えています。それが1点です。

　もう一つ，では，学芸員をどうするかというので，ちょっと私の資料の書き方もよくなくて，現職と新卒と書いたのですけれども，具体にどういう養成かというところですが，正確に言うと，学部卒と，院，修士卒の2つのルートがあるだろうと。学部卒に関しては，私の案ですと，最低，博物館士の基礎的な科目は履修していて，現職で3年ぐらい学芸業務に従事して，展覧会図録とか目録等，学芸業務に関する実績が伴うと思うので，それを1つの専門能力とすると。もう一つ，博物館学に関しては，現行の養成課程の科目ぐらいを，講座等，講習等で履修してもらうということでもって学芸員になったらどうかということで，入り口を広くして，実務をしながら必要な知見を深めてもらうというのが合理的な養成の仕組みなのではないかなという御提案でした。

　これ以上細かいところへ入るとあまり実りがないので，御質問にお答えするということだけにとどめます。ありがとうございます。

【浜田座長】　　すみません。では，佐久間委員，挙手が先に出ていましたので，お願いいたします。

【佐久間委員】　　簡単に。なかなか認証アーキビストであるとか，認定司書みたいな形で制度の高度化を図っているというか，複層化をやっているところもありますけれども，あまりうまくいっていないというふうに感じます。つまり，その業界の中でしか通用しなくて，あるいは業界の中ですら通用しない場合が多いので，あまり制度をいじっていくというよりは，もう少し実質ちゃんとつくっていく方がいいと思いますし，そこで半田さんが言われた，それぞれのいろいろなことをちゃんと研究に結びつけていくということが非常に大切だと思います。雑芸をやっているわけではなくて，私たちが教育をやっていることを書ける論文誌，媒体誌，学会があまりなかったりとかする。もう少しミュージオロジーのところをきちんと学として立たせていくことによって，それが研究としてアウトプットされていって博物館の発展につながるという，ちゃんとしたサイクルをつくっていくということがむしろ大事なので，学会の方としても，そういうところで協力を頂いて，環境整備をちゃんとできていくといいなと思いますし，その中で，浜田さんが言われた，その中心になるような大学，専門職大学院なのか，大学院なのかは分かりませんが，そういったところがハブ的に機能するのは大事なことかなとは思いますね。現実の学芸員の動き方ということを念頭に発言しました。

　以上です。

【浜田座長】　　オブザーバーの芳賀先生，もしコメントがありましたら，お願いいたします。

【芳賀オブザーバー】　　東北大学，日本学術会議の芳賀です。短く3点。

　1つ，青木先生の御認識には非常に感銘を受けました。重要だと思いました。私も、京都で多分最も小さく、疲労した「家族立」の，学芸員がいないけれども世界的な文化財を所有している博物館に関わっています。

　また，先日３月２日に日本学術会議で博物館制度に関わるシンポジウムを開催いたしましたが，その後の全国の博物館関係者によるハッシュタグでの生の議論においても，最も熱く訴えられていることが地方の小さな博物館の大変さです。

　ですからこそ，認証制度の中での第三者機関による認証というのは，落とす審査ではなくて，救う審査である必要を強く認識しました。だからこそ，青木先生，そのような責任のある国の文化政策としての統一性が大事なのではないかと思いました。

　次，2点目。今回の博物館法の改正における学芸員制度ですけれども，日本学術会議の提言を書いた者としては，提言が正しいと思います。最終的に理想として日本が目指すべき学芸員制度だと理論的に考えます。外国にも負けない文化立国のためにも。

　ただし，一方でいろいろと皆さまのご意見を聞いておりますと，「正しい」のが「現在の最善」なのか、ということも思いました。次の現実的なステップとしては，現在では，「多数決」も大事かなと。「多数決」というのは，もちろんこの委員の間の多数決採決ではなくて，佐久間委員とか佐々木委員などの背後にいてハッシュタグ等で訴えている全国の学芸員の挙手というか，それも我々はこの委員会で救う，拾うべきかなと思いました。

　最後，3点目。文科省のユネスコの委員会にも出席していますけども，そこで改めて，地域の歴史の伝承，地域の活性化の重要性，それから世界遺産などの登録後の活用普及の重要性が確認されています。そのためにも地域の学芸員を盛り上げる必要があるかと思います。

　以上，3点です。終わります。

【浜田座長】　　ありがとうございました。

　では，続きまして，内田委員，お願いいたします。

【内田委員】　　私からは，資格制度について，これは半分は質問というか，皆様に，どこまでの粒度でつくって，どういう着地をこの委員会で目指しているのか，ちょっと私，分かりにくくなっておりましたので聞きたいと思いまして手を挙げさせていただきました。

　資格というのは，外から見ての信用みたいなもの，この資格を持っている人はこんなことができるんだよねという信用みたいなものだと一般的には思います。学芸員はこういうものを持っているんだよねと，今，2段階のような議論がなされていましたけれども，1段階目は，多分，一般的に学芸員が全般としてやらなければいけないことで，2段目は，専門的なものがたくさんメニューとして並んでいるということであれば，手を伸ばしていきやすいのかなと。

　私の前職は銀行員なんですが，銀行員というのは資格ではなくて職業なんですが，銀行員の中にも中小企業診断士を取る人もいれば，証券アナリストを取る人もいれば，ファイナンシャルプランナーを取る人もいて，それを持っている銀行員はこれが得意なんだよね。多分，2段階目というのはそういうものなんだろうと思います。

　そうすると，いろいろなメニューが取りそろえられていて，自分が携わっている仕事に近い2段階目の資格を取ることができて，例えば，それを複数備えていけば，何か先のキャリアに役に立つとか，そういうようなものがあると，すごく皆さんモチベーションを持って，かつ，待遇の改善にもつながるような制度に，仕組みになるんだろうなとは思うんです。ただ，そうなりますと，例えば今，私が銀行の例を出しましたが，相当細かい資格というのは，長い年月を経て現場のニーズに基づいて出来上がってきたものではあると思うので，そうすると，2段階目の資格の粒度みたいなものに関しては，物すごく時間をかけてつくり上げていかないといけないものだと思います。

　そうなりますと，この委員会で法制度の中で，どのぐらいやれば，議論するんだろうというのがちょっと私は全く見えなくなっておりまして，もしそこら辺で皆様のお考えとかをお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

【浜田座長】　　多分，制度を根本的に変えるとなると，数年の論議が必要になってくるかと思われます。恐らくこのワーキンググループの最後の方で報告書をまとめるという形になると思いますので，そこで積み残しのあった課題は，皆さんから意見を出していただいてまとめるというのは1つの方策としてあるのかなと思っております。直近の法律をいじらなければいけない部分については，是非ここでまとめたいと思っております。

　また，事務局で御意見があれば，後で補足をしていただければと思います。

【内田委員】　　ありがとうございます。

【浜田座長】　　では，塩瀬委員，挙手がありますので，お願いいたします。

【塩瀬委員】　　ありがとうございます。今の学芸員の制度に関しての部分なんですけれども，やっぱり今回の法律改正の部分が，先ほどからもずっと出ている「底上げ」という観点に立ち戻るべきではないでしょうか。その制度認定の解像度を細かくして上級とまた別の級というふうにつくると，エクセレントな博物館にとってはうまいこといくと思うんですけれども，そうではない裾野を広げるという観点で検討するならば、多分，逆ぶれをしてしまいそうなのが気になります。そういう意味でいうと，潜在的な学芸員、すなわち有資格者がたくさんいらっしゃったはずで，その方々の活躍の場をつくることが先決な気がします。すでに学芸員資格をもたれている方々が活躍しやすいような制度という中でいうと，常駐していないと学芸員と認められない制度だけではそういった人たちが活躍し切れません。小さな博物館で学芸員を抱えきれないところというのは，多分，予算的な部分でも，先ほども正規職員から非正規の部分が少し人数的に1.4人分ぐらい入れ替わっていたかと思うんですけれども，そういう状況が増えているのであれば，非常勤的にでも，プロボノ的にでも，学芸員資格や技能を持った方々に活躍していただく制度にできないでしょうか。博物館の使命としてもっとも大事なことは，資料を次の世代に残すことだと思います。それに対して今まで育てた学芸員，潜在的な能力を持った方々に活躍していただけるようなことができれば、今回提案されている底上げということに資すると思いました。むしろ博物館法で館そのものの認定というよりはむしろ、学芸員の活躍させ方に手を入れることの方が先決ではないでしょうか。もちろんどちらも重要だとは思いますが、優先度が高いと思います。今回の議論，すべてが底上げというところに立ち返って学芸員資格についても議論した方がよいと思いました。

　以上です。

【浜田座長】　　方向性についてお示しいただきまして，ありがとうございます。

　まだ御発言のない委員がいらっしゃいます。

　では，青木委員，お願いいたします。

【青木委員】　　論議を今後お願いしたい点なんですけれども，まず，「学芸員」という名称の使用であります。使用の限定といいましょうか，独占といいましょうか，それを何とか法的にならないのかということを疑問に思っております。説明するまでもないことかと思いますけれども，実に学芸員という職名は広く及んでおるということでありますね。この博物館法で博物館の専門職員が学芸員であるということを明示してもらうと同時にということでありますよね。ほかのところでの使用といいますものを制限するような，それはまた別のあれかもしれませんけれども。

　具体的にはどういうことかといいますと，いわゆる埋蔵文化財センターであるとか，教育委員会関係には，かつて技士というような職名を使っておった人たちが，東京都が始めた「学芸員」という職名で，非常に養成側としては有り難い話だったんですが，しかし，広くなり過ぎたという感は否めない事実があります。

　せんだって，山本大臣の暴言といいましょうか，あの発言のときにもそうでありましたけれども，そうでありましたというのは，あれは博物館の学芸員ではなくということなんですね。二条城でしたかということでの学芸員ということでありますので，その辺のところを1つ，今後，御議論願いたいと思います。

　それからもう一つは，やはり何といってもこの第4条でありますよね。第4条，館長，学芸員を置くというところでありますけれども，ここで私的な希望を申しますとということであります。博物館に館長を置く，これは必置義務ということにもちろんしていただくということと，それから，学芸員資格の有資格者の学芸員を置くということを入れていただいたらいかがかと思うんです。

　もう何度も言っているとおりでありますが，郷土博物館などはということでありますね。館長が兼務，兼務でも構わないんですけれども，いわゆる教育長との兼務であったり，学校長であったり，元学校長というような人の兼務であったりということで，学芸員が1人しかいないところに，館長の学芸員資格を持って学芸員能力のある人を必要としているかと思うんです。そういう意味で，学芸員有資格者の館長を置くということをお考え，一度また議論にしていただければと思います。

　それから，博物館に学芸員を置くと記されておりますが，これも少なくとも人数の明示ということであります。「よんぱち基準」までは到底希望はいたしませんけども，2名以上の学芸員を，専任職員というような要望も入れていただきたいと思いますけれども。

　と申しますのは，週2日制が定着し，それから働き方改革であるとかというようなことで，1人ではとてもとてもというのが無理かと思います。でありますので，週休3日制も叫ばれておりますから，少なくとも2名以上の学芸員を置くというような，そういう専門職員，専任職員の数をも今後議論をお考えいただければと思います。

　以上です。

【浜田座長】　　ただいまの青木委員の御指摘内容については，多分，博物館の認証制度の中で具体的に考える部分も多いのかなというふうに思います。

　今，教育委員会の学芸員制度というお話が出ましたが，原委員，御意見がございましたら，その他も含めてお願いいたします。

【原委員】　　よくも悪くも，これも東京都がいけないというか，震源地になっているなと思っていて，これは私，全然発言できないと思って黙っていたんですけれども，本当に申し訳ないです。私どもの先輩方が「学芸員」という名前で文化財関係担当職員を雇用したのが昭和40年代ぐらいからなんでしょうか，50年代ぐらいからなんです。それまでは，ここにどなたか御指摘していらっしゃいましたように，事務職の中で有資格者みたいな人を事務で充てて文化財職をやっていた時代もあります。

　私，この部会に出席するようになって，やっぱりすごく思い悩むことがいっぱいできたので，我々，文化財を担当しているいわゆる学芸員有資格者の友達何人かに，ちょっとおしゃべりがてら話しかけてみたんです。そうすると，町村の学芸員たちが思っていることというのは，できれば博物館の中に拠点を持ちたいと。役所の中にいて文化財行政をやるのではなくて，博物館の中で，やっぱり物に近いところで仕事をしたいというふうに言った人が1人いました。事実，ほとんどの区市町村が，学芸員という，博物館，郷土博物館にいる学芸員を1人順番に引き抜いてきて，役職の教育委員会のデスクに座らせて，学芸的な文化財保護行政をやらせているというところが幾つかあるんです。全部とは言いません。それが1人だけ切り離されて行政の中でやるということの苦しみというのがどうも根底にあるのかなと，そのとき聞いていて思いました。

　現実として，やはり行政の中に学芸員という職種がいるところといないところの違いというのは，私が見ていても結構違います。やはり有資格者がいてくれて話ができるというのは，その地域の広義の文化財行政あるいは博物館行政の，博物館というものの運営管理をしていく上でも非常に力強い仲間のように私は感じているので，どうにかしていわゆるその最初の，第1次と言っていらっしゃったのか，第1段階と言った方がいいですね，共通認識となる，基盤となる生涯学習であり，博物館教育というものをどう思っているのか，どう考えるべきなのか，そして課題は何なのかということを捉えられる人材育成というのは絶対に必要ではないかなと思っています。

　一方で，意外と博物館学芸員たちが慌てて私どものところに駆け込んでくるのは，何度か御指摘があった文化財保護法がよく分からない。その辺の博物館とは切っても切り離せない文化財のことがよく分からないので，教えてくださいなんていう話がよく入ってきていて，そういった意味でも文化財行政というのは本当に行政，行政していますので，その行政と博物館との連携というのは，地域社会との連携とか，それから博物館同士の連携という意味とはまた違うチャンネルでも重要なことなのではないかなと思っています。

　私どもも学芸員の資格を取って行政に入ったからには，この人材をどうやって生かしていくのか。実は育成方針というものを，形ばかりだけれども東京都は持っています。次回，その辺も御紹介できればと思います。学芸員という資格者をどういうふうに育成していくのかというのは非常に重要な問題で，私も，おっしゃるとおり，制度設計の最低限は，今，改正するのだったらやらなくてはいけない部分の問題と，それから，それをどうやって有資格者をつくっていくのか，あるいは有資格になった後に，どのように育成していくのかという問題，その問題は分けて議論された方が，こちらも有り難いかなと思った次第です。よろしくお願いします。

【浜田座長】　　会議時間も迫ってまいりました。

　では，青木委員，挙手がありましたので，一言どうぞ。

【青木委員】　　一言。養成に関しましてなんですが，本日，意見を述べる時間もございません。この問題は簡単な問題ではなく，拙速に決めるべきものではないということは皆さんお分かりのとおりかと思います。ですので，時間をかけて，さらには大学の博物館学関係者等々と，詳細かつ丁寧な検討が必要であるかと思います。というようなことで，今後継続した意見交換をお願いしたいと思います。

　以上です。

【浜田座長】　　最後に，オブザーバーの栗原さんからコメントがあればお願いいたします。

【栗原オブザーバー】　　すみません。時間もないので，手短に。

　議論のなかった点について。佐々木委員も，浜田座長も言われている学芸員補の廃止についてなんですけれども，まず，佐々木委員がちょっと誤解していると思うのは，社会教育士というのは，社会教育主事の資格を持っている人が教育委員会とかそういう場でない場所でも，称号として社会教育士を使えるということであって，無資格ではないんですよ。だから，ここで言っている博物館士というのが，資格も何の根っこのないままで称号をあげるというのは多分難しいと思います。それだったら学芸員補，これは大学に入学できる者であれば誰でも得られる資格であるという問題はあるんですが，せっかく今，法令上に「学芸員補」という資格があるので，これを取った人は博物館士ともなれるというふうにした方が早道ではないかという気はします。

　それと，7校ぐらいでしたか，現に短大において資格は取れないけれども，学芸員養成課程を設けるところがあるわけなので，そこで頑張って学芸員補として実務経験を経て学芸員になっている方々もいらっしゃるので，そういう方々を切り捨てると言ったらあれだけれども，やっぱり底上げするためには，短大で頑張っている人たちも，学芸員になれる道をしっかり残してあげるということが大事なのではないかと思います。

　それから，事務局から説明があったとおり，前回の法改正のときに，実務経験については，「学芸員補の職と同等以上の職の指定」というのが文科省が告示で定めていて，その中で社会教育主事補であるとか，図書館であるとか，いろいろなところに全部共通事項を設けたわけです。ですから同じように社会教育主事補も，それから司書補もそういう形で共通に告示を定めているので，ここで学芸員補だけなくてしまうと，社会教育施設のほかのところにも影響が及んでしまうので，削るのは簡単だと言われてましたけれども，そう簡単ではないのかなという気もしますので，もうちょっと検討が必要かと思っています。

　もう1点だけ言うと，半田委員が言われている専門職大学院大学，これはもう私が10年来言い続けていることなんですが，すぐに制度化できないのであれば，まずは，例えば文科省なり文化庁の方で全国に何校か拠点となる大学院に研究室を設けて，そこで高度学芸員養成をやってもらう，既に國學院大學のように大学院で専門コースを設けているところもあるわけですから，そういうところを中心にやってもらうことをまずやってはどうかと思います。

　以上です。

【浜田座長】　　ありがとうございました。

　論議は尽きないところなんですが，本日ははこのあたりにしたいと思います。

【小佐野オブザーバー】　　もう一言。

【浜田座長】　　では，一言でお願いします。

【小佐野オブザーバー】　　一言。今の学芸員に有資格者というお話を皆さんは出されていましたけれども，今の法律だと，国家資格の任用資格ですよね。ここが一番のネックのような気がしますので，例えば一級建築士とかというように，もう資格として取れたらどこでも使える，独占運営指標ということができないかどうかを検討していただきたいと思います。

　以上です。

【浜田座長】　　では，定刻を過ぎてしまいましたので，本日の論議は以上にしたいと思います。特に後半に論議しました学芸員制度は，今日が第1回目です。まだ十分論議がされていない部分もあると思いますので，次回のワーキンググループでも引継ぎ論議をしたいと思っておりますし，また，委員の皆様におかれましては，これまでと同様に，次回のワーキンググループまでに，今日の論議をもう一度振り返っていただいて，御意見をおまとめいただき，随時，事務局にメール等でお送りいただければと思っております。部会を挟みますので，次の会議が恐らく1か月ぐらい時間が空くかと思いますので，その間に皆さんなりの御意見をまとめて事務局にお送りいただけたらと思っております。

　それでは，最後に，事務局から今後の予定等について説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】　　事務局です。先ほど座長から御説明のあったとおり，次回，3月24日に博物館部会を予定しております。今回，前半で議論いただいた登録制度を中心に御報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので，御報告の内容については，またメール等で御相談いたします。

　次回のワーキンググループについては，今，日程調整をさせていただいておりまして，4月13日あたりで調整させていただこうかと思っておりますけれども，また改めて事務局からメールさせていただきますので，よろしくお願いいたします。

　以上です。

【浜田座長】　　それでは，これで第3回のワーキンググループを閉会します。皆さん，どうもありがとうございました。

──　了　──